

4月1日から

市役所の組織が変わります

市では、進展する少子高齢化社会など、社会を取り巻くさまざまな環境変化への対応また効率的かつ効果的な行政運営を一層進めるため、4月1日から新組織を発足させます。

主な内容は次の通りです。組織にします。

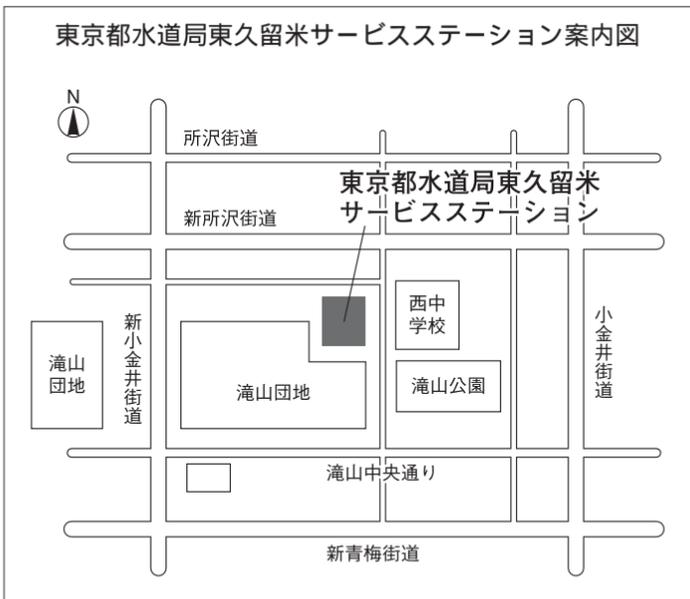
- 企画経営室** 企画経営室と総務部の統合により、企画機能と総務機能の連携と、全庁への政策調整機能の向上を図ります。
- 財務部** 財政改革を重視した行政運営に努めるため、財務、税務契約および資産管理を総合的に管理する財務部を設けます。
- 市民部** 地域の防災、防犯機能を高めるため、地域コミュニティとの連携を始めとし、さまざまな地域課題の解決に向けて市民と行政の協働を進める組織にします。
- 環境部** 水や緑といった環境施策を担う組織として、また従来型の公害に加え、市民の生活環境全般への取り組みを進める組織にします。
- 福祉保健部** 保健、医療と福祉を一体的に運営するため、部名を健康福祉部から福祉保健部に改めます。福祉保健政策全般の企画立案、調整機能の強化や部内の事務所管の見直しにより、今後も安定した福祉保健サービスを市民に提供できる組織にします。



市では効率的かつ効果的な行政運営を一層推進していきます

水道業務はすべて 4月から都水道局へ移管します

水道業務は、都水道局と18年度から業務を分担しています



したが、4月1日(火)からすべての業務が都水道局に移管します。これに伴い、水道に関するすべての取扱窓口が、東京都水道局東久留米サービスステーション(左図参照)になります(左図参照)。電話による問い合わせは、東京都水道局多摩お客さまセンター(ナビダイヤル0570・091100)でお受けします。詳しくは市水道課☎471・5186へ。

- 子ども家庭部** 保育園、児童館、子ども家庭支援センター等の子育て支援施設機能の充実、青少年の健全育成への取り組みを進める組織にします。
- 都市建設部** 施設の計画は計画部門に、施工は施工部門に組織を集約することで、スケールメリットを生かした効率的な組織にします。
- 教育部** 教育基本法の改正に伴い、新たな教育政策への取り組みと学校教育の充実や学校規模適正化といった課題の解決に向けて、重点的に取り組みを進める組織にします。
- 消防本部** 消防団、消防水利に関する事務を市民部に移します。各部課の配置や仕事の内容などの詳細は、今後の広報紙等でお知らせします。詳しくは企画調整課☎470・7702へ。

新たな教育政策への取り組みと学校教育の充実や学校規模適正化といった課題の解決に向けて、重点的に取り組みを進める組織にします。



安全・安心まちづくり 推進計画を策定しました

ひたくりや空き巣狙いのほか、子どもたちが巻き込まれる犯罪が全国的に増加しています。

東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会では、こうした犯罪の増加を背景に、これまでの市の施策をさらに進め、条例の目指すまちづくりを総合的、計画的に推進するため、「東久留米市安全・安心まちづくり推進計画」を策定しました。

この推進計画は、基本方針として、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた「意識づくり」「地域づくり」「環境づくり」「自分たちのまちは自分たちでまもる」という、地域での安全に対するコミュニティづくりのための推進体制の整備として、この4点を掲げています。この基本方針のもと、行政・警察・市民・事業者等が連携・協力して取り組みを進めるとしています。

また、本計画の中心である「推進実施計画」は、「自助・共助・公助」の考え方を基本に、具体的な計画として、「市の取り組み」「市民の取り組み」「事業者の取り組み」「土地所有者の取り組み」の4つに分け、それぞれの立場での取り組みについてまとめられています。市では、市民の皆さんが安全で安心して暮らせる市の実現のため、本計画に基づき着実に施策を展開していきます。

推進計画は市ホームページでもご覧になれます。詳しくは総務部総務課庶務係☎470・7714へ。

浸水被害の軽減・解消へ 流域下水道「落合川雨水幹線」の工事が始まります

市内の新青梅街道および小金井街道周辺では、大雨が降るとともに浸水被害が発生しています。このたび、八幡町三丁目、中央町五丁目区間に内径3000mm、延長約3800mの下水道管渠を小金井街道に敷設する工事を実施します。工期期間中は何かとご不便をお掛けしますが、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

【発注者】都下水道局流域下水道本部 【施工業者】株式会社日特建設 【工事着手時期】20年3月予定 詳しくは都流域下水道本部工事課 ☎042・5227・4341へ。

【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階) 詳しくは同課☎470・7730へ。



ご利用ください 夜間・休日 納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税等の市税の納め忘れはありませんか。仕事などで

- 平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。**
- 納税相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。** 介護保険料は納付書を持参していただければ領収します。
- 【注意】税証明の発行や課税の相談はできません。**
- 夜間納税相談窓口** 【日時】2月26日(火)・27日(水) いずれも午後8時まで
- 休日納税相談窓口** 【日時】3月1日(土)・2日(日) いずれも午前9時～午後4時

市税の納税にご協力を

2月29日(金)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課☎470・7730へ。

ひばりが丘地区 地区計画案の縦覧

市では、ひばりが丘団地の建て替えに伴い、ひばりが丘地区のまちづくりを適切に誘導するため、地区計画を定める予定です。今回、地区計画案を作成しましたので縦覧します。関係住民の方や利害関係者は、この案について市長に対して意見書を提出することが出来ます。 【縦覧場所】都市計画課(市役所5階) 【縦覧期間】2月20日(水)～2月25日(水) 【意見書の提出先】2月20日(水)～3月5日(水)に(必着) 提出者の住所・氏名、地区との関係を明記の上、〒203-8555、市役所都市計画課(市役所5階)へ郵送または持参してください。詳しくは同課☎470・7762へ。